川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

幸通信No.6

発行日　平成２７年　２月１日

新しい年が明けて、早いもので、１か月が過ぎましたが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

本年も昨年に続いて、色々な動きがありそうです。今後も、分かりやすく情報をお伝えしていけるよう努力して参りますので、ご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

幸区　区民説明会に行って来ました

昨年の１２月２４日（水）、「かわさきノーマライゼーションプラン」案の概要説明が、幸区役所５階会議室でありましたので、ご報告いたします。

今回の第４次ノーマライゼーションプラン（案）は、「（仮称）川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の下に策定されています。期間は、平成２７年度～３２年度までの６か年計画です。ただ、第４期障害福祉計画は、平成２７年度～２９年度までの３年間が計画期間となります。また、平成２８年度施行の障害者差別解消法や、平成３０年度施行の改正障害者雇用促進法による精神障害者の雇用義務化等などが予定されているため、計画期間内であっても、必要に応じてこの計画を見直す場合があるとのことです。　（仁尾　智都子）

第４次かわさきノーマライゼーションプランの策定について（案）

資料１－３

１　計画期間

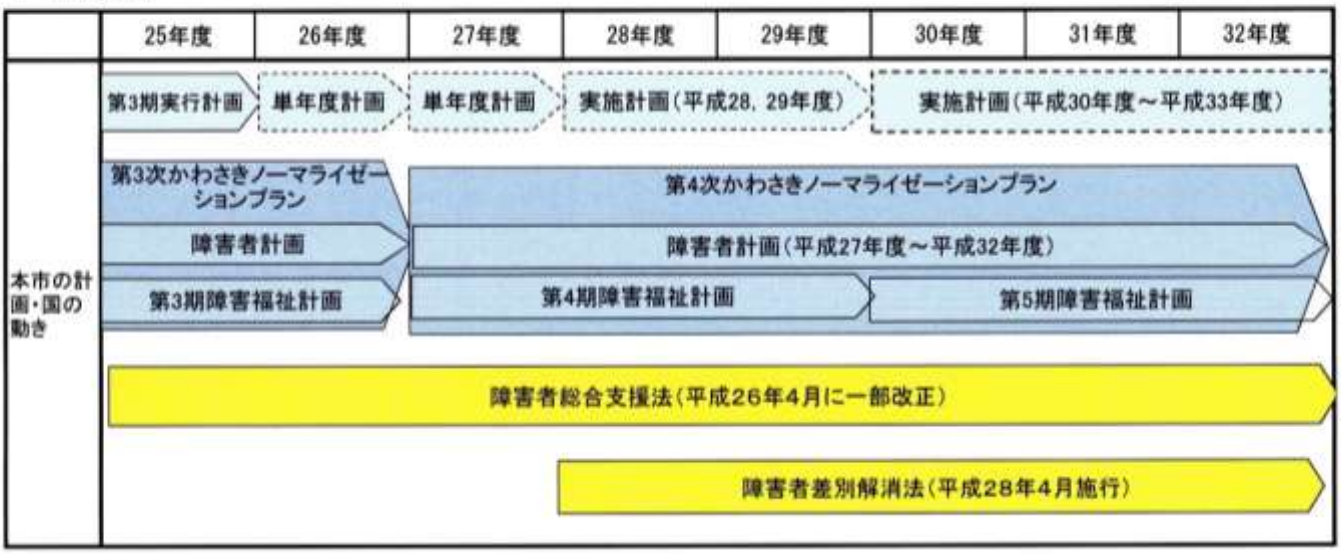

「計画相談支援」について

平成２７年度から、障害福祉サービスの支給決定を受ける際には、事前に「障害福祉サービス等利用計画書」の作成が必要になります。サービス等利用計画書は、保健福祉センター（福祉事務所）、障害者相談支援センター、指定特定相談支援事業者で作成することができます。（■サービス利用に関する留意事項４を参照）また、サービス等利用計画で個別給付がある場合は、モニタリング（聞き取り調査）があります。

国の資料を載せましたので、参考にしてください。　　（仁尾　智都子）

■サービス利用までの流れ

（１）サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口に申請し障害支援区分の認定を受けます。

（２）市町村は、サービスの利用を申請した方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

（３）市町村は、提出された計画や勘案すべき事項をふまえ、支給決定します。

（４）「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。

（５）サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。

（６）サービス利用が開始されます。

■サービス利用に関する留意事項

１、障害児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスにあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。

２、障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。

３、施設入所支援と就労継続支援または生活介護の利用（障害支援区分３以下）を組み合わせたサービスを新規に利用する方は、サービス等利用計画の策定が必須となります。

４、指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできます。

おじの成年後見　～成年後見を利用するきっかけ～

～　今回、高齢者の例ではありますが、実際に、成年後見制度の申立てと利用の経験をお持ちの加賀見さんに、原稿をお願いしました。この号では、成年後見を利用しようと決心されたころまでです。次号は、成年後見を家庭裁判所に申立てるところから、利用に至るまでを掲載予定です。～

平成 25 年 3 月 26 日、「叔父が倒れ入院した。」と、連絡が入りました。下痢のため脱水状態で倒れていたところを、近所の見守りボランティアさんが発見してくれたそうです。点滴により症状は改善され、２週間程で退院を促されました。

平成 21 年に、叔父は妻を亡くしており子供もいないため一人暮らしでした。車椅子の叔父を心配した親族は義叔母が亡くなった時に【老人ホーム】への入所を勧めましたが、「誰か俺と一緒に住め」と言うばかりで話になりませんでした。

そこで、ケアマネージャーさんと相談して、毎日、ヘルパーさんに入って貰うように手配しましたが、叔父はそれを断ってしまいました。

叔父には二人の姉がいて、上の姉が私の母です。下の姉（叔母）が隣の市に住んでいるため、時々、叔父の様子を見に行ってくれていたようですが、叔父のわがままに叔母夫婦は疲れてしまい、少し距離を置くようになった、そんな時に、叔父は倒れてしまったのです。

ただ、叔父はヘルパーさんを全て断っていたわけではなく、週に何回か頼んでいたようでした。ヘルパー日誌があって、叔父の簡単なメモ書きや領収書が貼ってありました。そこには…重複する白蟻駆除の振込み、床下換気扇（実際には取付てありません）、階段昇降機（途中で止まったままになっていて業者とは連絡が付かないとの事）、大量の通販購入（健康食品や同じ掃除機が３台）ありました。

「高齢者詐欺にあっている。」

そう思いました。このまま、自宅で一人暮らしを続けるのは危険だと思い、病院のソーシャルワーカーに相談したところ、もう暫く入院させてもらえる事になりました。そして、叔父の生活を守るために、成年後見人を付けようと、決心しました。

平成 25 年 5 月、友人に紹介してもらった弁護士さんにお会いして、叔父の成年後見利用のための相談が始まりました。

（加賀見　希志子）

幸のほっと❤スポット　File2　小倉陸橋のやぎ

小倉陸橋は、横須賀線の跨線橋です。交通量のかなり多い橋ですが、意外にもすぐそばに珍しい癒しスポットがあります。陸橋の横浜側のゴールドクレストのマンションパビリオンに、都会では珍しいやぎがいるのです。「ＥＣＯやぎプロジェクト」という取り組みで、環境保護、省エネ、騒音防止、さらに見る人に癒しを与えるということで、最近注目されているそうです。確かに、やぎがのんびり草を食んでいたり、気持ちよさそうに駆けていたりするのを見ると気持ちが和みます。

時々、近くの園児がフェンスに鈴なりになってやぎを見学しているのもかわいいです。天候、時間などの兼ね合いか、毎日外に出ているわけではないので、目撃できたらその日は「ラッキー！」かも…。　（髙山　君子）

ノーマライゼーションプラン案へのパブリックコメント提出について

１ページで報告した第４次ノーマライゼーションプラン案について、川崎市育成会手をむすぶ親の会の各支部より、パブリックコメントを提出することとなり、幸支部からは、次のような提案をいたしました。事後報告となり、申し訳ありません。

施策１　相談支援体制の充実と地域リハビリテーションシステムの構築

①　相談支援体制　　■相談支援事業の充実

相談事業は、利用したいと思うサービスが何かを、直接、拾える窓口だと思います。計画相談支援のモニタリングなどで寄せられた相談を分析することで、川崎市の障害者施策や施設・機関の過不足を知ることができ、短期的にも、長期的にも、利用者の要望に沿った施策を立てられると思います。相談支援の体制を整えるだけではなく、利用者の声を実現できるシステムの構築を、ぜひ、お願いいたします。

施策１１　多様な支え合いの構築

②　障害の自己理解とピアサポート■障害者団体等の育成と協力関係の構築

超高齢社会と人口減少社会という背景から、行政と障害者団体等の連携、協力の体制づくりは、急務であるとともに必須の業務になると思います。また、障害者団体が地域活性化の一役を担う力を持てなければ、障害者施策の向上が難しくなるとも感じています。そこで、障害者団体等の成長と会の活性化のためにも、ぜひ、次のような新しい連携や継続をお願いいたします。

（１）「地域生活支援拠点」の整備に向けた検討への参画
（２）障害者施策審議会のような障害者にかかわる施策会議への参加
（３）成人を祝う会、手をつなぐ体育祭など、障害児者が主体の事業への参画
（４）障害者に関する施策取り組みへの傍聴